



青森県報

第十九百二十一号 平成十三年九月十四日(金曜日)

目 次

告 示

○クリーニング師試験の施行

(生活衛生課) … 一
(交通安全課) … 一

○保安林の指定解除予定

(林政課) … 二
(同) … 二

○右 同

(同) … 二
(水産振興課) … 二

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出

公 告

○県営土地改良事業計画変更の決定

(農村整備課) … 二
(同) … 三

○右 同

(同) … 三
(整備企画課) … 三

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(整備企画課) … 三

人事委員会

○人事委員会規則七一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

(職員課) … 三

公安委員会

○型式の検定適合遊技機

(生活安全課) … 四

収用委員会

○公示送達

(監理課) … 四

青森県告示第五百九号

平成十三年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第五条第一項の規定により告示する。

平成十三年九月十四日

告 示

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十三年十一月十六日(金)

2 場所 青森市大字石江字三好二二〇の一三

二 受験願書受付期間

平成十三年十月十二日(金)から同月二十六日(金)まで。ただし、郵送による場合は同月二十六日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島二丁目一の一

青森県環境生活部生活衛生・交通安全課環境衛生班

四 その他

受験願書は、県内各保健所又は青森県環境生活部生活衛生・交通安全課環境衛生班で配布する。

青森県告示第五百十号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年九月十四日

青森県知事 木村守男

平成十三年九月十四日

青森県知事 木村守男

一 解除予定保安林の所在場所

北津軽郡金木町大字喜良市字坂本五六の八五五、一二三六、一二四五、一二四六、

一二七四、一二七七から一二八三まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第五百十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年九月十四日

青森県知事 木村守男

県営土地改良事業計画変更の決定

公 告

届出事項	指定漁船調書の縦覧		
加入区分	発起人の住所及び氏名	期間	場所
後潟	青森市大字小橋字田川二六番地 山口隆治	平成十三年九月十四日から同月二十八日まで	後潟漁業協同組合
青森市大字六枚橋字不浪知七番地 片沼政直	青森市大字小橋字福田一二番地の仁上幸の仁		

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、東通地区の県営土地改良事業（高生産性大区画ほ場整備（低コスト化水田農業大区画ほ場整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 北津軽郡中里町大字宮野沢字袴腰山六七の二
- 三 保安林として指定された目的
- 四 干害の防備
- 五 保安林を解除しようとする理由
- 六 公共施設用地とするため

平成十三年九月十四日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年九月十七日から同年十月十六日まで
- 三 縦覧の場所
東通村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、第2東通地区の県営土地改良事業（高生産性大区画は場整備（低成本化水田農業大区画は場整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年九月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年九月十七日から同年十月十六日まで
- 三 縦覧の場所
東通村役場

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年九月十四日

人事委員会

人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。この規則は、特地勤務手当等の一部を改正するものである。

平成十三年九月十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

- 一 特定役務の名称及び数量

青森県知事 木 村 守 男

- 一 新土木積算システム開発業務委託一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県県土整備部整備企画課
青森市長島二丁目一の一

- 二 契約の相手方を決定した日
平成十三年八月八日

五 随意契約

- 六 契約金額
三千八百四十三万円

七 隨意契約の理由

- 八 第二号
契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「金木高等学校相内分
校」
「金木高等学校市浦分
川三の四二」

井八一の八七

北津軽郡市浦村大字磯松字赤

」を

北津軽郡市浦村大字相内字岩

川三の四一

に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の規定は、平成十三年八月十日から適用する。

附 則

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年九月十四日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により、次の書類を送達するにあたり、同法施行令第四条第二項の規定によることができないもので、同法施行令第五条第二項の規定により公示送達する。

平成十三年九月十四日

收 用 委 員 会

青森県收用委員会会長 平田由世

一 送達すべき書類の名称

平成十三年八月九日付け権利取得裁決書

二 送達を受けるべき者

別紙のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

青森県收用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）

別紙
公示送達名宛人

回胴式遊技機	ファンキーダイナマイトSR	アルゼ株式会社
同 右	レインボーフラッシュ	高砂電器産業株式会社
同 右	レインボーフラッシュ	同 右
同 右	ブルーラグーン—30	シヨン
同 右	ワンバー1—30	ベルコ株式会社
同 右	ゴールデンベル7	同 右

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRピラミックL2	株式会社高尾
同 右	CRがんばりマッスルX	株式会社ミズホ

株式会社藤商事

土地の所在	氏名	住所
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 道相続人 佐藤千代	東京都東大和市清水1丁目749 番地の6 コニボ広雅101号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人 崔元子	東京都台東区西浅草3丁目27番 2号 たんぼ荘1号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人 山口利子	東京都府中市八幡町2丁目2番地 の3 レオドール府中304
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人 山口イク	東京都台東区東浅草1丁目13番 5号 加藤ハイツ305
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川218	(亡)竹浪たき 相続人 須郷正之	東京都調布市緑ヶ丘2丁目25番 地 都営仙川アパート21-56号
青森県北津軽郡板柳町 大字灰沼字玉川238	(亡)米澤佐吉 相続人 米澤セツ	青森県青森市古川3丁目1番9号